グループホーム

まんてん大津千町

重要事項説明書

当事業所は、ご本人に対して認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供いたします。施設の概要や、提供されるサービスの内容、利用料金等、ご注意していただきたい内容を次のとおり説明します。

社会福祉法人　まんてん

〒529-0704 滋賀県長浜市西浅井町塩津中２７０番地
TEL 0749-88-8031　FAX 050-3737-7426

グループホームまんてん大津千町

１．事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人まんてん
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長　山 田　一 之
所在地	滋賀県長浜市西浅井町塩津中２７０番地
資産の総額	５億９４５７万８１９３ 円
法人の理念	この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行います。
他の介護保険関連の事業	第一種社会福祉事業 （イ）特別養護老人ホームの経営 第二種社会福祉事業 （イ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営 （ロ）小規模多機能型居宅介護事業の経営 （ハ）老人ディサービス事業の経営 （二）老人ディサービスセンターの経営 （ホ）老人短期入所事業の経営 公益事業 （イ） 居宅介護支援の事業 （ロ） 介護予防支援事業
他の介護保険以外の事業	第二種社会福祉事業 （イ）小規模保育事業の経営 （ロ）一時預かり事業の経営 （ハ）病児保育事業の経営 （二）障害児通所支援事業の経営 公益事業 （イ）企業主導型保育事業

２．ホーム概要

ホーム名	グループホームまんてん大津千町
ホームの目的	認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行う　ことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。

ホームの運営理念	のんびり、ゆったり、ほがらかに。 いつまでも自分らしい生活のお手伝い。 ●あたたかい、安らぎの環境を提供します。 ●喜びと、生きがいを感じる生活を創造します。 ●「愛されたい、尊敬されたい、認められたい」という心を大切にします。
ホームの運営方針	本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。 適切な介護技術を持ってサービスを提供し、常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。
ホームの管理者	山田　弥香
開設年月日	令和８年４ 月 １日
保険事業者指定番号	２５９０１０１２６３
所在地 電話・FAX 番号	〒520-0863　滋賀県大津市千町１丁目１８番３２号 電話　077-537-0801　　ＦＡＸ　050-3737-7426
交通の便	石山寺駅　（京阪電気鉄道）-３４分 唐橋前駅　（京阪電気鉄道）-４４分 京阪石山駅（京阪電気鉄道）-５３分
敷地概要	７８８．４３㎡
建物概要	構　　造：木造２階建て 延床面積：587.47 ㎡
居室の概要	個室：１１．００㎡（洗面台付）　１８室
共用施設の概要	台所、居間食堂、ポーチ、浴室、脱衣場、洗濯室、便所、 地域交流会議室、エレベーター
緊急対応方法	大津赤十字病院・湖青会　青木医院と提携して支援・協力体制を整備
防犯防災設備 避難設備等の概要	避難誘導灯、自動火災報知設備、自動火災通報装置 スプリンクラー
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損保保険株式会社

３．協力医療機関

協力医療機関名	大津赤十字病院 湖青会　青木医院 医療法人白櫻会　　小金沢歯科診療所

４．連携施設

連携施設名	介護老人福祉施設　リバプール 介護老人保健施設　ケアセンター志賀

５．職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内　容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			介護福祉士	認知症介護管理者研修 認知症介護実践者研修
計画作成担当者	1		1			介護支援専門員 介護福祉士	認知症介護管理者研修 認知症介護実践者研修
介護従事者	14	7		7		介護福祉士 ヘルパー２級 介護職員初任者研修 介護職員実務者研修 看護師	認知症介護実践者研修 認知症介護基礎研修

６．勤務体制

昼間の体制	ユニット当たり：２～３人（日中時間帯を合計して３対１）
夜間の体制	１ユニットにつき　夜勤者　１人

７．利用状況

利用者数	ユニット数：２ユニット　　１ユニット当たり定員：９人 総　定　員：１８人
要介護度別	要支援２：　　名 要介護１：　　名　　要介護２：　名　　要介護３：　名 要介護４：　　名　　要介護５：　名

８．ホーム利用にあたっての留意事項

（１）　利用基準

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームまんてん大津千町の利用ができます。

① 要支援２、要介護１～５の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
③ 他人に害を及ぼさないこと
④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
⑤ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

（２）　契約の終了

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

① 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援１と認定された場合
② 利用者が死亡した場合
③ 利用者又は利用者代理人が本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
④ 事業者が本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
⑤ 利用者が病気の治療等その他のため長期（１ヶ月以上）にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受入れが可能となったとき
⑥ 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき

（３）　利用者の契約解除

利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも １ ヶ月の予告期間をおいてこの契約を解除することができます。

（４）　事業者の契約解除

事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合においては、適切な予告期間をおいて、この契約を解除することができます。

ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第２号を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

①　正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を２ヶ月分滞納したとき
② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき
③ 次のいずれかに該当し、小人数による共同生活を営むことに支障が生じると事業者が判断したとき。
　㋐ 認知症状に伴う著しい精神状態を伴うとき。
　㋑ 認知症状に伴う著しい行動異常があるとき。
　㋒ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるとき。
　㋓ 身体的能力の低下が著しく、介護の重度化が長期に亘るおそれがあるとき。
④ 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

９．サービスおよび利用料等

保険給付対象サービス

食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等、日常生活上の世話・日常生活の中で機能訓練・健康管理・相談・援助等

上記については包括的に提供され、下記の表、要介護度別に定められた単位数より介護利用料が算出されます。但し、加算が別途必要となります。これらの加算は、利用者の状況及び職員体制により変更が生じることがあります。

【利用料】

状態区分	単位数	１割の場合	２割の場合	３割の場合
要支援２	７４９単位／日	７８３円/日	１，５６６円/日	２，３４９円/日
要介護１	７５３単位／日	７８７円/日	１，５７４円/日	２，３６１円/日
要介護２	７８８単位／日	８２４円/日	１，６４７円/日	２，４７１円/日
要介護３	８１２単位／日	８４９円/日	１，６９７円/日	２，５４６円/日
要介護４	８２８単位／日	８６６円/日	１，７３１円/日	２，５９６円/日
要介護５	８４５単位／日	８８３円/日	１，７６６円/日	２，６４９円/日

【加算】

加算種類	単位数	１割の場合	２割の場合	３割の場合
初期加算（30 日以内）	３０単位/日	３２円/日	６３円/日	９４円/日
医療連携体制加算Ⅰハ（要介護のみ）	３７単位/日	３９円/日	７８円/日	１１６円/日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	１８単位/日	１９円/日	３８円/日	５７円/日
認知症専門ケア加算Ⅰ	３単位/日	４円/日	７円/日	１０円/日
若年性認知症利用者受入加算	１２０単位/日	１２６円/日	２５１円/日	３７７円/日
退去時相談援助加算	４００単位/回	４１８円/回	８３６円/回	１，２５４円/日

科学的介護推進体制加算	４０単位/月	４２円/月	８４円/月	１２６円/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	１０単位/月	１１円/月	２１円/月	３２円/月
看取り介護加算 （死亡日以前 45～31 日前）	７２単位/月	７６円/月	１５１円/月	２２６円/月
看取り介護加算 （死亡日以前 4～30 日前）	１４４単位/日	１５１円/日	３０１円/日	４５２円/日
看取り介護加算 （死亡日前日及び前々日）	６８０単位/日	７１１円/日	1，４２２円/日	2，１３２円/日
看取り介護加算（死亡日）	１２８０単位/日	1，３３８円/日	2，６７６円/日	4，０１３円/日

※上記の加算・基本サービス費については、地域単価１単位あたり１０．４５円
（大津市は５級地）として算出された金額となります

★介護職員処遇改善加算Ⅱ（ロ）　　【基本サービス費＋各種加算】×２２．０％

※区分支給限度基準額算定対象外となります。

【保険給付対象外サービス】

項　目	下記のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は、理由を付して事前に連絡いたします。	
敷金	０円	
居室の提供） （家賃）	８４，０００円／月額	居室･共用部分の設備等使用料
食材料費	３７，５００円／月額	入院時に限り、日額 1,500 円で日割り計算し、 月額と比較して安価な金額を適用します
管 理 費	４３，５００円／月額	居室の電気代を除き、水道光熱費を含みます
合　　計	１６５，５００円／月額	入退去時のみ月を30日として日割り計算します

10．個別の費用等

居室の電気代	個別メーターにて使用量を算出（従量電灯Ｂ契約　@40／kwh で算出）
オムツ等	おむつ等はご持参ください。

日用消耗品	実　費
その他	●理美容代・外出・外食・出前・嗜好品等、個人的な費用は実費 ※上記の場合は、ご本人またはご家族に事前に説明し承諾を得ることとします。 ●口座振替手数料
退去時	退去の通知は１ヶ月前に退去届等の書面でもって必ずご連絡ください。 （死亡時を除く） 退去日が退去届提出日より１ヶ月未満の場合、退去届提出日より１ヶ月に達するまでの居室等使用料及び管理費はお支払いいただきます。 現状復帰費用として、利用者の故意や不注意により、汚損（汚物等による異臭を含む）した畳・襖・壁紙やフローリング等の張替や取替費用、業者による特殊な除臭・洗浄費用、設備・備品の補修費用等（業者見積にて事前にご確認いただけます）を実費ご負担願います。 ただし、自然消耗・自然損傷、画鋲などによる軽微な穴の補修は費用のご負担をいただきません。

１１．費用の支払いについて

居室等使用料 食材料費 管理費	前月１５日 （１５日以降に新規ご入居の場合は、当月分〈日割り計算による〉および次月分のお支払が入居時に必要です）
介護給付利用者負担分 個別の費用	翌月１５日

利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月１５日までに、事業者の指定する方法（銀行口座自動引き落とし）によりお支払い下さい。

１２．秘密保持と個人情報の保護（使用同意）について

①事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

②従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

③従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

④事業所は、利用者の医療上緊急の必要がある場合またはサービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は当該家族の代表者の同意を、あらかじめ文書により得たうえで、必要な範囲内で行う。

１３．事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、損害賠償を速やかに行います。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除されまたは賠償額を減額されることがあります。

事業者は、万が一の事故発生に備えて上記の損害賠償責任保険に加入しています。

１４．緊急時等における対応方法

①指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

②利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

③利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、損害賠償を速やかに行うものとする。

１５．非常災害対策について

非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

１６．身体拘束等の適正化のための指針・手続きについて

①事業所は、当該利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」）を行わない。

②前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

③前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、保存するものとする。また、定期的に適正化・代替方法の検討を行い記録し、保存するものとする。

④事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３カ月に１回開催し、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

⑤事業所は、身体拘束等の適正化のための研修を入社時及び以降年２回実施する。

⑥事業所は、「高齢者虐待防止法」に基づく、高齢者虐待・不適切なケアの対策・防止策を講じる。また、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、市役所または　地域包括センターに通報を行う。

１７．虐待防止のための指針・手続きについて

①事業所は、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の未然防止・早期発見及び迅速かつ適切な対応を行い、相談・報告・通報の体制を整備する。

②事業所は、虐待等の発生防止・早期発見・未然防止のための対策を検討する虐待防止委員会を設置し、定期的（年２回）に開催する。

③事業所は、虐待防止のための職員に対する研修を入社時及び以降年２回実施し、記録を保管する。

④虐待の事実が確認された場合は、速やかに虐待防止検討委員会において、再発防止策を検討し、今後の対応を職員に周知徹底する。市区町村への通報（報告）は、事実確認や職員への聞き取り調査の結果から「虐待の疑いあり」と判断した段階で行い、厳正に対処する。

１８.苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	担当者氏名：　　山田　弥香
苦情相談第三者委員	委員長氏名：布施　久美子
大津市　健康福祉部 介護保険課	所在地　〒520-8575 滋賀県大津市御陵町３－１ 電話番号　　077-528-2753
滋賀県国民健康保険団体 連合会	所在地　〒520-0043 大津市中央四丁目５番９号 電話番号　　077-510-6605（代表）
滋賀県社会福祉協議会運営 適正化委員会	所在地　〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目８－１３８ （県立長寿社会福祉センター内） 電話番号　　077-567-4107

１９．医療連携体制について

グループホームまんてん大津千町は、環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が可能な限り継続して生活できるよう、看護師を配置し、日常的な健康管理を行っています。緊急時または状態悪化時に主治医との連絡・調整がとれる等の体制を整備しています。

- 緊急時は、連絡体制にもとづき、主治医・看護師らと連絡をとって対応します。
- グループホームまんてん大津千町は規模が小さいため少人数の職員による勤務体制です。このため、通院介助や救急搬送時の同行ができる職員の配置はありません。
- 医師の受診は往診による対応です。通院はご家族にてお願いいたします。
- グループホームは医療機関でないため、職員は点滴等の医療行為は行えません。

（1）．緊急時の対応

急病、病状悪化や事故等で処置を行う必要が生じた場合は、連絡体制にもとづき、主治医・看護師らと連絡をとってその指示に従います。状況によっては、救急搬送により、主治医以外の他医療機関での受診、適宜医師の判断により処置が行われる場合があることをご了承ください。

なお、職員の同行は基本的にできません。速やかにご家族に連絡いたしますので、必ず付き添いをお願いいたします。

（2）.「重度化した場合における対応に関する指針」について

① 急性期における医師や医療機関との連携体制をとります。

② 入院期間中における、グループホームまんてん大津千町利用費用は、居室等使用料と管理費およびその他実費の支払いとします。食材料費については、日額で計算し月ぎめ額と比較して安価な金額を適用します。

③ 入院は１ケ月（３０日間）を限度とします。

④ 入院のため退去される場合の通知は、退去日（入院１ヶ月後を限度とする）の２０日前迄に書面でもって必ずご連絡ください。退去日が退去届提出日より２０日未満の場合、退去届提出日より２０日間に達するまでの居室等使用料及び管理費は必要です（死亡時を除く通常の退去届は１ヶ月前迄です)。

（3）．看取り介護について

① 看取りは、上記の医療体制を理解され、ご本人およびご家族・担当医師・当事業所が合意し、別紙書面にて承諾・同意した場合に行います。

② ご本人に苦痛を伴う治療処置対応は行いません。危篤な状態に陥った場合も病院にはできるだけ搬送せず、グループホームまんてん大津千町内にて最後を看取ります。

③ 医師に相談指示を仰ぎながら、苦痛や痛みを和らげる方法をとり、グループホームまんてん大津千町でできる限りの看取り介護をします。ただし、状態によっては、医師もしくは当事業所の判断により協力病院へ搬送させていただくこともあります。

④ 食事はできる限り、経口摂取に努めます。

⑤ ご本人の意向を尊重し、尊厳を守る援助をいたします。

⑥ ご家族の希望に添った対応を心がけます。希望、意向に変化があった場合はいつでもお申し出下さい。

⑦ 付き添いを要請した場合は、必ず付き添いをお願いいたします。

２０． 身体拘束廃止について

グループホームまんてん大津千町では、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、入居者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応および時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、ご家族に説明し書面にて同意を得ます。

２１．当事業所での生活が困難と判断される例

（1） 看取りの必要がある状況下において、ご本人およびご家族・担当医師・当事業所が、グループホームまんてん大津千町における看取り介護の合意をできない場合。

（２）　特段の事情がない限り、当施設の取り決めやルール及び当事業所またはその協力医師の指示（投薬・処置等）に従えないとき。

（３）　伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認めたとき。

（４）　ご本人の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつご本人に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと当事業所が判断したとき。

（５）　身体機能の低下により、継続して当事業所での生活が困難と当施設が判断したとき。
（例：事業所の設備では困難が伴う場合　等）

（６）　看護師等専門家による医療行為を常時必要とする場合や、医療目的の制限食を提供する必要がある場合。

（７）　緊急性が無い場合においては、事由が発生してから１ヶ月以内の期間を設けて判断します。